

## 一般事業主行動計画（2回目）

働きやすい雇用環境の整備を行うことにより、社員が仕事と生活の調和を図り、その能力を十分に発揮できるよう、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年10月1日～令和7年9月30日までの5年間

2. 内容

目標1：令和7年9月までに、所定時間外労働を削減するため、「ノー残業デー」を設定、実施する。

<対策>

- 令和2年10月～ 所定時間外労働の現状を把握
- 令和2年12月～ 社内協議会で、所定時間外労働を削減するため日常業務の見直しの検討開始
- 令和3年 4月～ 社員への周知を図り、週2日の「ノー残業デー」を実施する
- 令和3年 4月～ 「ノー残業デー」の実施による定時退社を徹底する。業務改善、及び時間管理を常に実行する

目標2：年次有給休暇の取得日数の向上のため、具体的な取組を開始する。

<対策>

- 令和2年10月～ 社員ごとに有給休暇の残日数及び本年度の付与日数を確認、通知し取得を促す
- 令和2年10月～ 年次有給休暇の取得状況の管理を毎月行なう
- 令和3年 4月～ 休暇取得の環境を促進するため、上司から率先して取得する
- 令和3年10月～ 有給休暇の取得日数向上に向けて、各部署において年次有給休暇の取得計画を策定し、年度内5日を超えない日数において、会社が計画的な付与を実施する

目標3：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 令和2年10月～ 育児休業の制度内容・現況等について制度紹介パンフ等により、情報を収集及び提供し、社員への周知に努める
- 令和2年12月～ 育児休業制度を取得しやすい環境づくりのために、社員のニーズを把握したうえで、社内協議会において取得促進策を検討する
- 令和3年 4月～ 該当社員には、相談体制を整えたうえで、会社から育児休業取得の提案を行ない、本制度の利用を積極的に推進する
- 令和3年 4月～ 育児休業を取得中の社員に対しては、情報提供を密に行なうことにより連携を保ち、スムーズな職場復帰フォロー体制を整える